

建設工事に係る設計・調査・測量の最低制限価格制度について

北本市では、過度な価格競争を抑制し、適正価格での契約のより一層の推進による公共工事の品質確保を図るため、令和５年度から建設工事に係る設計・調査・測量業務について、最低制限価格制度を導入しました。

なお、令和７年４月１日以降に公告又は指名通知する設計・調査・測量業務については、算定方法を次のとおり改正しております。

適用対象

令和７年４月１日以降に公告又は指名通知する設計・調査・測量業務

最低制限価格の算定方法

業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった①から④までに掲げる額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に１００分の１１０を乗じた額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額	－
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額

注１

上記により算出した額が次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とします。

①測量業務

その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

②建築関係の建設コンサルタント業務

その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

③土木関係の建設コンサルタント業務

その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

④地質調査業務

その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とします。

⑤補償関係コンサルタント業務

その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

注2

市長が特に必要と認める場合は、対象となる設計委託の予定価格に10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で設けることができるものとします。